

令和4年度 入札・契約制度の改正について  
 (建設工事・建設コンサルタント関係)

令和4年3月29日

1 建設工事における最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の改正について

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の趣旨を踏まえ定めた最低制限価格制度及び低入札価格調査制度について、中央公契連モデル及び国土交通省の基準の見直しに伴い、下記のとおり両制度の一部を改正し、令和4年6月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用します。

	項目	改正前	改正後
最低制限価格制度及び低入札価格調査制度 共通	最低制限価格 及び 調査基準価格	次の計算式で算出した額（税抜）  ※土木工事 直接工事費×0.97 + 共通仮設費×0.9 + 現場管理費×0.9 + 一般管理費× <u>0.55</u>  ※建築工事 直接工事費×0.9×0.97 + 共通仮設費×0.9 +(直接工事費×0.1+現場管理費)×0.9 + 一般管理費× <u>0.55</u> ただし、予定価格の7.5/10を下限額とする。	次の計算式で算出した額（税抜）  ※土木工事 直接工事費×0.97 + 共通仮設費×0.9 + 現場管理費×0.9 + 一般管理費× <u>0.68</u>  ※建築工事 直接工事費×0.9×0.97 + 共通仮設費×0.9 +(直接工事費×0.1+現場管理費)×0.9 + 一般管理費× <u>0.68</u> ただし、予定価格の7.5/10を下限額とする。
低入札価格調査制度	失格判断基準	調査基準を下回り、かつ、費目別内訳のいずれかが次の基準に該当する場合は失格 直接工事費 … 設計金額の90%未満 共通仮設費 … 設計金額の80%未満 現場管理費 … 設計金額の80%未満 一般管理費 … 設計金額の30%未満	調査基準を下回り、かつ、費目別内訳のいずれかが次の基準に該当する場合は失格 直接工事費 … 設計金額の90%未満 共通仮設費 … 設計金額の80%未満 現場管理費 … 設計金額の80%未満 一般管理費 … 設計金額の30%未満

## 2 建設工事における最低制限価格制度実施要領の運用及び低入札価格調査制度実施要領の運用の改正について

宇和島市が発注する「解体工事」について、最低制限価格制度実施要領の運用及び低入札価格調査制度実施要領の運用を改正し、令和4年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用します。

### 【改正後】

- 他の工事と同様に、予定価格が5,000万円未満は最低制限価格、予定価格が5,000万円以上は調査基準価格を設定。

### 【改正前】

- 予定価格にかかわらず、低入札価格調査制度（失格判断基準を含む）の適用対象。